

計量法施行規則第75条第1項

計量士の区分	特定計量器の種類	
環境計量士 (騒音・振動関係)	騒音計	
	振動レベル計	
環境計量士 (濃度関係)	濃度計	ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
		溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
		磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
		紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
		紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
		非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
		非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
		非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百分率未満のものおよび最小の目量が百体積百分率以上二百体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの
		化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの
		ガラス電極式水素イオン濃度検出器
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		
一般計量士	上記以外の特定計量器	